

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） に基づく情報科学芸術大学院大学の体制に関する取扱要綱運用方針

第 8 条関係

- 1 コンプライアンス教育は、不正防止対策への理解や意識を高める内容とし、以下の項目等について行う。
 - (1) 具体的な事例を盛り込んだ、運用ルール・手続・告発等の制度、本学への影響などの遵守すべき事項
 - (2) 不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策等
- 2 コンプライアンス教育は、教授会、各委員会議等を活用して職員全員に周知徹底する。
- 3 遵守事項等の意識付けを図るため、全職員に次の事項に関する誓約書の提出を求める。
 - ・ 各種法令・規則及び本学の規程等を遵守すること
 - ・ 不正を行わないこと
 - ・ その他必要事項なお、新規採用者、転入者等についてはその都度提出を求める。

第 10 条関係

- 1 告発等の受付窓口は、事務局総務課のほか、構成員には「岐阜県職員等公益通報制度」、外部者に対しては「職員不正行為 110 番」の窓口があること、及び公益通報者保護法に基づく対応を行うことを周知する。
- 2 頭名による告発の場合、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。

第 11 条関係

- 1 調査委員会委員には、設置者である岐阜県と協議のうえ、必要に応じて外部有識者に参加を求めることができるものとする。なお、調査委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

第 13 条関係

- 1 調査の結果、不正を認定した場合は、設置者である岐阜県に報告するとともに、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、設置者と協議する。
- 2 不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分等の確定後、構成員に周知する。

第 16 条第 2 項関係

- 1 不正を発生させる実態の把握に当たっては、以下のようなリスクに注意する。
 - (ア) ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者による発注、例外処理の常態化など）。
 - (イ) 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。
 - (ウ) 予算執行の特定の時期への偏り。

- (エ) 業者に対する未払い問題の発生。
 - (オ) 競争的資金等が集中している研究者。
 - (カ) 取引に対するチェックが不十分（取引記録の管理や業者の選定、情報の管理が不十分）。
 - (キ) 同一業者、同一品目の多頻度取引、新規・特定の業者への発注の偏り。
 - (ク) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。
 - (ケ) 検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）。
 - (コ) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。
 - (サ) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が不十分。
 - (シ) 出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）。
 - (ス) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）。
- 2 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
 - 3 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。
 - 4 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行う。
 - 5 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。

第 18 条関係

- 1 事務局教務課は、予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。
また、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善を促す。
- 2 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。

第 22 条、第 23 条関係

- 1 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。

第 30 条第 3 項関係

- 1 内部監査組織は、最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけ、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を行う。
- 2 内部監査組織は、防止計画推進部署との連携を強化し、年 1 回以上の内部監査を実施する。
- 3 監査報告の取りまとめ結果については、コンプライアンス教育の一環として、学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

第 30 条第 4 項関係

- 1 内部監査の具体的な方法については、以下のような手法を参考に実施する。

- (ア) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。
 - (イ) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
 - (ウ) 納品後の物品等の現物確認。
 - (エ) 取引業者の帳簿との突合。
- 2 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。
 - 3 監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。

公的研究費の使用に関する誓約書

情報科学芸術大学院大学学長 様

私は、公的研究費関連の事務処理等を遂行するにあたり、常にコンプライアンスを意識するとともに、関係規程・使用ルール等を理解し、これを遵守いたします。

また、公的研究費の使用に関する説明責任を自覚し、公正かつ効率的に使用するとともに、不正行為を行わないことを約束いたします。

年 月 日

氏 名 : _____